

所得税、市・県民税の

申告書は自分で書いてお早めに！

★自書申告会場のご利用を

給与または年金の所得のみの人で、「申告の手引き、記載例」などを参考に、ご自身で申告書を作成してみようと思う人は、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日曜日は除く)、市役所に自書申告会場を設けますので受付窓口に出してください。

また、自書申告会場内に昨年同様、画面上の該当箇所をタッチすることで、税額の自動計算と申告書が作成される「タッチパネル」を設置します。簡単な操作ですので、利用する人は受付窓口に出してください。タッチパネルを利用できるのは還付申告をする給与所得のみの人で、

★出張申告相談会場の日程

各会場とも、相談時間は午前9時から正午までと午後1時から4時までです。 ※今年度から相談会場を変更した地区がありますので、お近くの会場へお出かけください。

と き	と ころ
1月30日(木)	北部公民館
1月31日(金)	J A志貴支店、今村公会堂
2月1日(土)	高棚町農民センター、城ヶ入町内会事務所
2月4日(月)	J A桜井南支店
2月5日(火)	作野公民館
2月6日(水)	東部公民館、新田町公民館
2月7日(木)	二本木公民館、榎前町公民館
2月8日(金)	J A生活館(赤松町地内)、和泉町公民館
2月12日(火)	東端町公民館、根崎町公民館
2月13日(水)	西部公民館
2月14日(木)	安祥公民館、古井町公民館
2月15日(金)	J A小川集会場、J A三ツ川集会場
2月18日(月)～ 3月15日(金)	市役所大会議室(本庁舎3階) ※土・日曜日は除く

※J A＝あいち中央農協

※市役所では2月15日(金)までは受け付けできませんので、お間違いのないようお願いします。

◇出張申告相談会場では、次の人は受け付けできませんので、各機関へお出かけください。

対 象 者	受け付け
営業など事業所得のある人	税務署または市役所
青色申告書を提出する人	
土地、家屋などの譲渡所得のある人	税務署

★計算確認コーナーのご利用を

申告書を自分で作成した人で、計算確認を希望する人は、受付窓口に出してください。

★ホームページをご利用ください

税の相談にお答えする「タックスアンサー」や申告書の書き方がわかる刈谷税務署の「ホームページ」を開設して情報の提供をしています

- ① 医療費控除を受ける人
- ② 中途退職した人
- ③ 2か所以上からの給与所得がある人
- ④ 年末調整漏れの所得控除がある人です。

で、ご利用ください。
タックスアンサー↓<http://www.taxanser.nta.go.jp>
刈谷税務署↓<http://www.nagoya.nta.go.jp/kaiza>



公的年金受給者を対象に申告書の書き方の説明会を開催します

平成13年分の確定申告書の書き方を指導し、申告書を作成する説明会を開催します。書き方が分からない場合は、申し込みのうえお越しください。

とき▼2月6日(水)・8日(金)・15日(金) 午後7時～8時30分 ところ▼文化センター大会議室 定員▼各50人(先着順) 対象▼公的年金のみを受給している人(公的年金以外に収入のある人は対象外です) 持ち物▼①年金の源泉徴収票 ②認め印・筆記用具・電卓 ③所得から差し引かれる社会保険料(国民健康保険税などの支払金額のわかるもの、生命保険料、損害保険料などの控除証明書

④配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの(源泉徴収票など) ⑤申告書が送付された人はその申告書 申し込み・問い合わせ▼1月25日(金)から電話で市役所市民税課へ

サラリーマンの所得税の還付申告は次ページをご覧ください。

